

学習船「うみのこ」の新船を建造するために 寄附金を募集しています。



「うみのこ」とは?

滋賀県の小学5年生全員(近隣府県の一部の学校を含む。)が乗船します。現在の「うみのこ」は、昭和58年に就航し、「びわ湖フローティングスクール」として、これまで約52万人の児童が乗船し、学習をしてきました。



「びわ湖フローティングスクール」とは?

母なる湖・琵琶湖を舞台にして、環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力をはぐくむことを目的に、学習船「うみのこ」を活用した宿泊体験型の教育を展開しています。

学習船「うみのこ」の新船は、平成30年4月の就航に向け、建造を進めています。県民のみなさまをはじめとする多くの方々と一緒に、みなさまに愛される新しい「うみのこ」をつくるため、寄附金のご協力をよろしくお願いします。

●寄附の方法

- 手順1 寄附申出書(裏面)に必要事項を記入いただき、下記の問い合わせ先へ 郵送・ファックス・メール添付により送付、または持参してください。
- 手順2 後ほど県から送付する所定の様式(納付書)により、お振り込みください。

※寄附申出書は、ホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/uminokokifu.html>)からもダウンロードできます。

●特典

3,000円未満	お礼状
3,000円以上 5,000円未満	お礼状、新船のイメージ図(写真)1枚
5,000円以上 10,000円未満	お礼状、オリジナルクリアファイル1枚(200名)
10,000円以上 50,000円未満	お礼状、オリジナルクリアファイル3枚(200名)
50,000円以上 500,000円未満	お礼状、新船(停泊中)の見学会招待(50名)
500,000円以上	お礼状、新船ペア乗船(日時限定)招待(10名)

※希望者は、氏名などを銘板に掲載し、新船もしくは港などに設置する予定です。
※新船見学会および乗船招待は、平成30年度に予定しています。

●税制上の優遇措置

- この寄附金は、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号および第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。
- 2,000円を超える金額を寄附された場合は、所得税および住民税の寄附金控除の対象となります。
- 法人の場合は、寄附金の全額を損金算入することができます。

●インターネットからの寄附

インターネット上の寄附金募集サイト(<http://japangiving.jp/p/5178>)から、クレジット決済、銀行振込決済、ネットバンク決済により、寄附を行うことができます。



平成29年1月4日から
2月28日までの期間限定です!

うみのこ クラウド

クラウド
ファンディング
も実施!!

問い合わせ先

滋賀県教育委員会事務局 教育総務課企画室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL: 077-528-4512 FAX: 077-528-4950 E-mail: ma0002@pref.shiga.lg.jp

寄 附 申 出 書

平成 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 へ

氏 名

(※ 法人の場合は、法人名、代表者の職・氏名をご記入ください)

下記のとおり寄附を行いたいのので申し出ます。

記

1 寄附金額 金 円

2 寄附の目的

学習船「うみのこ」新船建造費用として

3 寄附予定時期 平成 年 月 日

4 郵便番号

住 所

電話番号

※ 収集した個人情報は、本寄附に関する事務の範囲内で利用いたします。